

平成 23 年度第 2 回北見市男女共同参画審議会会議録

日時 平成 24 年 2 月 16 日（木）午後 6：30～7：30

会場 市役所北 2 条仮庁舎 3 階庁議室

◎出席者

・委員

飯田委員、川村委員、佐藤（浩）委員、菅原委員、竹村委員、長南委員、福地委員、松岡委員、松下委員

（尾山委員、佐藤（鮎）委員、丸山委員は欠席）

・事務局

皆川市民環境部長、大野市民環境部次長、近藤市民活動課長、刀裨男女共同参画担当係長

1. 開会

市民活動課長により開会

2. 議事

「北見市男女共同参画基本計画」の進捗状況の審議

《会長》

こんばんは。ごくろうさまです。

非常に寒い風が吹いています。先週、旭川に仕事で行ったときもやはりすごい雪で、峠を下って丸瀬布に来るとスーッと雪がなくなって空は晴れている。全部、雪雲は岩見沢方面に行こうとして、冷たい風だけがこちらへ吹いてくるのだな、雪よりは寒さの方がまだ少しガマンできるかなと。きょうもすばらしい暖かい会場の中でこうして会議を進められることを幸せだと思っています。

前回 1 2 月 1 2 日でしたが、もう早いもので 2 ヶ月が経過いたしました。この間、事務局においては前回の調査の不足の点などなど調べていただいて、会議の準備のため色々大変だったと思います。既に皆さんのところに、前回の会議の要旨、意見書の取りまとめも郵送されているわけで、きょうは現在のところそれに対するご意見は届いておりませんので、きょうはこの、いよいよ最終的に意見書を市長のところに提出する素案を最終審議するというので、そんなに時間はかからないのではないかなど。なお、文書では回答しなかったけれども、それらのところもきょう審議していただいて追加意見があればですね、是非付け加えていただいて、意見書をより完璧なものにしていきたい、というのが今日のねらいです。ということで早速事務局のほうから不足の点や今日の議案説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

《係長》

それでは、前回の未確認事項等のご説明をいたします。前回の審議会開催以前に事前にいただいていたご質問等がございましたので、それについてお答えしていない部分についてですが、まず D 委員から子ども支援課における各相談事業の相談員が少ないとのご意見をいただきました。子ども支援課によりますと、専門の相談員 4 名、職員 2 名の計 6 名の体制で相談業務を行っており、相談件数は婦人相談 628 件、家庭相談 394 件、母子相談 1, 115 件、相談員ひとり 1 日平均 1. 5 人の相談に対応しております、相談内容が不十分であるとか相談者が待たされる等の状況もなく、充

実した体制で行われているとのことでした。

次に同じくD委員から、子育て支援に関する事業の充実を求めるご意見をいただいております。健康推進課によりますと健診や相談は毎回30～40人強と受診者が多いため、待ち時間を短縮するため複数の保健師で対応しており、同じ保健師が対応できないこともあるけれども、面談あるいは電話相談において関係づくりを丁寧に行い、身近な相談者として声をかけてもらえるよう心掛けています。また地区担当制をしき、妊娠期から育児期まで継続的に相談に応じられる体制をとっているとのことでした。

次に同じくD委員から、病児保育の設置ができないかのご意見をいただいております。

保育課によりますと、現在北進保育園が通園児のみを対象として病児・病後児保育事業を実施していますが、全市的な必要性は理解しており実施できるよう検討を進めなければならないとのことでした。今後につきましては、平25年4月に法人に移管予定の南保育園で、認可保育園に通園する園児を対象に「病後児保育」を行う予定となっております。また「病児保育」については、現段階ではこの南保育園における病後児保育の利用状況や他市の状況等を参考に検討を進める必要があるとのことでした。

続いてH委員からのご質問、ご意見について、まず企業からの女性参画の実数についてでございますが、企業を直接選出母体と規定するものはごく限られておまして、組織規定で事業者と謳うものは5つありました。直接企業を母体として参画する女性はこの5つの中で2名でありました。また企業を直接に選出母体とは規定していないけれども、企業として女性を輩出したのは2つで2名でありました。ひとつ目のご質問については以上でございます。

次の女性委員の登用促進及びゼロ審議会の解消に関し、条令等の規定そのものを改正する必要があるとのことでしたが、これにつきましては市の審議会等に関する組織規定そのものは男性を登用するという規定となっているわけではなく、市民の参画、また各界各層からの識見を得るため職務や職域を定めておりますことから、現行規定の中で企業、団体、市民への働きかけを行い登用を図っていきたいと考えております。

次に、女性国内研修に企業から参加した人数についてですが、生涯学習課によりますと平成22年度は4名参加のうち1名が正規職員、3名が無職、主婦の方でございました。平成23年度は2名参加で1名がパート職員、1名は臨時職員とのことでした。この事業は女性の生涯学習の推進、北見市のまちづくり推進に寄与する女性リーダーの養成を目的として公募により実施しており、企業に参加を募ってはおりません。今後も女性の生涯学習の観点から事業を進めますが、企業に対してもこのような事業の紹介を積極的に行い参加を働きかけて、職場の意識改革や男女共同参画の推進力となるリーダー養成という視点を持って事業を推進してまいります。

次に事業No.28「新しい就労スタイルの確立」の事業について、H委員のほうからは良い取り組みであるとのこと意見をいただきました。この事業は民間企業者が任意に構成する「産業クラスター研究会オホーツク」という団体が会員企業の会費で行っている事業ということでありまして、市は事務局として経理事務などのサポートに当たっており予算を持っていないとのことでありました。ただ「調」において事業主体があたかも市が事業主体になっているような表現となっていましたので、文言整理をいたします。今後につきましては、この事業が多様な働き方の推進ですとか就業機会の拡大につながる取り組みであり、これを側面から支援していくとのことでありました。また男女共同参画の視点を持って事業を実施してまいりたいと考えています。

次に男性料理教室の内容について、そば打ちが趣味的なものなので男性も家事を継続的に担

う観点からメニューを再考する必要があるとのご意見でございましたが、本年度、23年度も既にそば打ちでこの事業は終了しておりますが、今後も男女共同参画の趣旨に沿った事業を工夫して展開してまいりたいということでございます。

次は豆腐作りに関してのご意見でございました。せっかく豆腐作りをしているのだから商品化し地場産業化し、経済的地位を高める取り組みを行うべきであるというご意見でございました。まずご質問の豆腐作りが可能な施設、どこでしているかということですが、北見自治区では「田園空間情報センター」、端野自治区では「端野町農業振興センター」、留辺蘂自治区では「北見市おんねゆ温泉農業交流センター花エール」、この3施設が豆腐作りが可能な施設ということでございます。これらの施設は食品衛生法に基づく「豆腐製造業」の許可取得が不可能ではありませんが、その位置づけは農村地域及び他都市との交流施設、加工体験、実習施設としているため許可を取得せず、女性グループの交流活動として自家用に製造しているとのことでございました。農政課によりますと、これが食品衛生法の許可施設となると逆に一般の利用が制限されることになるため現状どおりで行っていききたいとのことでございました。ただ、味噌作りは許可を得て朝市や学校給食での販売や地産地消フェスタなどのイベントにも出店していますが、さらに朝市会女性の経済活動の活発化を図っていききたいとのことでございました。

次に父親学級及び児童心理・発達心理の必要に関するご意見でございましたが、健康推進課によりますと、両親学級、母親学級はともにこれから親になる心構えや実践を学ぶ事業で、特に発達心理・児童心理のカリキュラムを組んではいないが講話等の中でこのテーマに触れられるとのことでございました。男女が共に家庭の責任を担うための事業はこの他にも、生涯学習サイドでは「子育て・はぐくみ学級」などの学習支援事業ですとか、保育課の「若い父母の交流の場や相談業務」、青少年課の「乳幼児子育てふれあい事業」「子育て読本の作成と青少年相談事業」などが実施されており、学習機会の提供、自主学習の支援、相談業務、情報提供などさらに子育てに関する学びの充実を図っていききたいと考えています。

次に障がい者への指導者養成について、男女何名の派遣数かとのご質問でございましたが、スポーツ課によりますと、障がい者のスポーツ活動を促進するために、それを指導できる人材を養成する目的であるため健常者を派遣しているとのことで、平成9年度から14年度の間7名、うち女性1名を派遣しているとのことで、平成15年度以降は隔年で1名の予算となり、この間4名、男女各2名を派遣しているとのことでございました。なお平成24年度は女性の派遣を予定しているとのことであります。

最後に市の基本計画の数及びその進捗管理の方法についてでございます。現在46の計画がございまして、計画に対応する審議会や委員会等を設置し進捗管理を行うもの、また市民組織あるいは市内組織により行うものがあり、それぞれ年1回から2回、あるいは必要に応じて、または計画期間の前後期ごとなど、それぞれで開催しています。点検掌握の方法は本審議会同様で、数値目標の達成状況や成果、課題、翌年の計画を審議会に報告し意見を求めるというもので、審議資料を事前に各委員に送付するなどしまして効率的に審議を進めるという方法をとっています。

事務局からの説明は以上でございます。

《会長》

はい、ごくろうさまでした。それでは12月12日に行なった審議会、そこで出された皆さんからのご意見、未回答の部分の整理を中心にしながら報告していただきました。ということで、郵送では、あるいはファクスでは回答なかったわけですが、きょう、今の報告を聞きながらさらに追加意見などがありましたならば付け加えながら意見書を作っていきたいと思っておりますので、聞いたところでご質問ご意見があれば承りたいと思います。ということで、どな

たか気が付かれた点などございませんか。

《H委員》

ひとつだけ、よろしいでしょうか。いちばん最後のところで、答えでなかったというのがあるのですが、審議会、それぞれ46計画があつてですね、それぞれで委員会管理をやっていると大変なことになるのだろうなというふうに思いますが、審議会のもち方というんですかね、言ってみれば我々委員とそれぞれ、ここであれば男女共同参画の所管する部署との間でのやり取りということで、いわゆるそれをさらに所管する部局がそれぞれの庁内のあらゆるところに意見を、こういう意見がありましたよということをお伝えしていくという話になります。言ってみれば二重橋になっているわけですね。果してそういうことで本当に、委員の思いなりあるいはメンバーの思いなり、というのがですね、うまくコミュニケーションできるのかなという気はやっぱりしますね。

だとすれば、答えを聞いていても言い訳にしか見えなかった。じゃあ次どういうふうにしていくの、みたいな前向きの姿勢がなかなか見えてこない、というのがあります。数が多いし、職員さんもそれはこういう就労時間以外でですね、来るのは大変なことかもしれませんけれども、やはり何かもうちょっと直接に、委員とそれぞれの部局が直接話をできるという機会があつてもよいのではないかと。毎回それをやれというのは大変かもしれませんけれども、やはりそんなことがないと本当の思いというのは伝わっていかないのではないかな、という気がしております。ということです。

《会長》

実際これらの意見が出されて部長会議にかかっていくわけですがけれども、部長会議における調整とかそういうのは、1年間に何回くらいで、どんな形で行われていますか。

《課長》

今、H委員からのご意見と会長からのお話ですがけれども、この会議についてはこのあと市長を本部長とする本部会議という会議に諮っていく形になります。そこには当然部長会議のメンバー全員入っております、それぞれ、今回いろいろ議論いただきました各事業の進捗状況も含めてですね、いただいたご意見を「意見書」としてまとめたものを各委員のほうにお知らせして、さらに積極的に取り組むようにという指示があつて、具体的にそれぞれの部局がまた動くという形になっております。H委員が今おっしゃられたのは要するに、それぞれの委員が持っている意識だとか考え方をそれぞれの担当部局がどのように把握しているのか、ということでいけば、おっしゃるとおり本部会議というものを通してさらに伝えられるという形になるものですからなかなか意志そのものが直接伝わらないということがあるのかと思います。しかし結論といたしましてはですね、それぞれ今46ある(計画に対応する)審議会、委員会の中ではそれぞれの委員さんからいただいた意見等については十分、その事業を進めていくに当たってその中で反映できるようにというようにですね、されているものと考えておりました、今後につきましてもですね、それぞれ所管している部局で積極的に取り組んでいただけるよう、またそれぞれの委員さんと積極的にコンタクトが取れるようにしていくように努めていきたいと考えております。

《H委員》

はい。すみません、あと、遅れてきて本当に申し訳ないです。ひとつだけ。男女共同参画ということと直接には関わらないと思いますが、ただ答えとして出てきていることがありました

ので、ちょっと考え方を言いたいと思っています。障がい者のスポーツ活動を促進するという
ことで、障がい者への指導者養成ということがありますけれども、障害者のスポーツ活動を促
進する、それを指導できる人間を養成する講座なので健常者である指導者を派遣しているとい
う考え方でありまして、障がい者のスポーツを指導するのが必ずしも健常者でなければ
指導できないということは絶対にはありません。今はですね障がい者スポーツの当事者自身が指導
者になっているケースが非常に多くありますし、またそういうふうな指導法というのが重要な
指導法として確立されてきているはずですので、障がい者スポーツの活動を促進するという意
味からもですね、障がい者自身が指導者になっていけるということに力をいれていくべきだ
ということ。これは男女共同参画の話とは若干違いますけれどもちょっとここに答えが出ていたの
で、それについてはそういう考え方もあるということをお伝えいただければと思います。

《会長》

ということで、参考意見として持ち帰ってもらいます。その他の委員から他に気がついたこ
とがありませんか。

僕自身も、この2ヶ月の間にまた教え子達が訪ねてきていろいろ相談を受けたりする出来事
もあって、それはもうこの意見書の、この3番目の男女の雇用と賃金の格差の問題に関わるこ
となのですけれども、実際に市内の民間の保育所に勤めていて、結婚そして出産のために職場
を退職したと。で、もう現在30歳になるからって職歴が十分にあるにもかかわらず、元の職
場に復帰しようとして採用試験を受けたところが、採用になったけれども待遇は初任給とい
うことで前歴は一切換算されないまま、新採用と同じ賃金でもって今年採用が決まったとい
うこと。それらのところは、元、前担任の僕のところを持ってこられてもどうしようもない問題
なのだけれども、現実には民間の保育所ではそういうことが、その女性の結婚そのものにつ
いてほとんど保証されないままにそうした事実が北見市内の中にもあるということが、具体的
に起こっているのです。これらの問題を、やはりどういうところと関係を持ちながら相談して
いけばいいのか。かと言って労働基準監督署に直接訴えることによってそうしたことが、情報
が洩れると解雇なんていうことが、身分が臨時職員だから簡単に辞めさせることができるわ
けで、そういう雇用の中でこの北見市内の幼児教育の専門の教育を受けたプロたちがそういう待
遇に遭っているということが実際にですね、最近もまたあったところなんですね。

もう1点はこの父親学級並びに両親学級に関わることで、大空町と関係を持って6ヶ月検診
の子ども達のところへ行って僕が、ブックスタートの読書指導というのを頼まれてやっている
わけなのですけれども、ほとんどやって来るのは母親であって、1年間様子を見たけれども父
親が来たのはただ1回だけ。しかし時間の設定が木曜の、平日の10時なんて言われてて、父
親がどんなに子育てに関心を持って責任を感じていても、絶対に参加できる時間帯ではないと
いうことで、そういうことも実は保健福祉課の方と相談して、そしてできるだけ参加しやすい
ように修正していこうということを提案するのですけれども、そこはやはり能率的に医師の内
科検診と結びつけてそうした活動をやりたいのでも、ま、医師が優先されてくるわけで。そう
すると、本当は乳幼児期におけるそういう情操や芸術の教育というのは後の人生に、本当に1
冊の絵本と出合ったか出会わないかというのはものすごい、医師の診察に匹敵するくらいの重
要なことが、実際それは北見市内の中でもきっと同じようなことが、スタートの問題は起こっ
ているのだと思うのですけれども。記念に絵本が1冊配付されて、それでその事業は北見市内
の場合はほとんど終わっているような、そういう実態があります。

これらのことについても、意見書の中でひとつひとつ細かく挙げていくことはできないわけなのだけれども、こういう機会に、そういう問題意識を、お互いに共通理解しながらですね、それぞれの職場、それぞれの立場の中で、やはり取り組んでいかなければならない問題を含んでいるなと思います。

じゃ、皆さまから特になければ、提出する意見書をちょっと事務局のほうでこの原案を朗読しながら、この文言について確認しながら、最後承認していただきたいと思いますので、係長。

《係長》

はい。それでは意見書の素案を見ていただきたいと思います。一番上から読み上げます。

[朗読]

意見書。北見市男女共同参画審議会会長、松岡義和。男女共同参画プランきたみ（以下「基本計画」という）は、北見市男女共同参画を推進するための条例（以下「条例」という）に基づき市長が定めるものであり、また、同時に市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画に基づき各種事業を実施しなければならない責務を擁している。当審議会は、条例第28条の規定により、市が基本計画に基づき実施した男女共同参画に係る各事業の実施状況を調査審議した結果、審議会での意見の一致が見られたことから、以下のとおり意見を述べることとする。

1. 市の審議会等への女性委員の登用及び女性のいない審議会等の解消は、毎年僅かながら進展が見られるものの目標値とは未だ大きな隔りがある。目標の達成のため具体的な年次目標を設定し、積極的改善措置の導入を進め、取り組みを強化すること。
2. 男女共同参画基本計画に登載されている事業の実施部署においては、当該事業が男女共同参画社会の実現に向けた事業であることを充分認識し、事業の実施に当たっては男女共同参画の視点を持って積極的に取り組むこと。
3. 雇用や賃金における男女間格差や、女性が働き続けるための諸課題を的確に把握し、労働相談や労働者への支援体制の充実を図ること。
4. ワーク・ライフ・バランスの実現、社会的性別役割分担意識の是正に加え、男女共同参画を男性の視点からも捉え、男性の家事、子育て、介護、地域活動への参画を促進するための、実生活に即した事業の充実を図ること。
5. 男女共同参画に関する社会理解をさらに深めていくため、市民が参加し考える機会となる各種講座、講演会等を通じた啓発活動を積極的に行うこと。また、個人、民間団体、企業などにおける男女共同参画社会実現の模範となる取り組みを顕彰する制度の研究をさらに進めること。

以上です。

《会長》

はい、ありがとうございます。ということで、僕が若干話したことは見事に3番と4番の項目の中に含まれているということが分かった訳ですけれども、そういう具体例が、できるだけ、あとは部長にお任せして、その会議の中でできるだけ質問があった場合にはそういう具体例を反映させていただいて、頑張ってくださいということで。皆さん、今文言読んでいただきましたが、素案ということで意見書をこのような形でまとめてよろしいでしょうか。

ということで、一応このあとの作業については会長、副会長並びに事務局に一任させてもらうということで進めていってよろしいでしょうか。

ではないようですので事務局の方よろしいですか。

《部長》

それでは私の方から、もしお許しいただければ一言。ただ今ご議論いただきまして推進事業の実施状況及び重点項目の設定につきまして皆様のご議論を賜りまして誠にありがとうございます。今日あるいは前回いただいたご意見なども含めまして、この意見書それから状況調等につきまして、いわゆる市長を本部長といたします、各部長職で構成する北見市男女共同参画本部会議にこのあとお諮りいたしまして、今回のご議論を踏まえたご意見等を紹介しながら報告してまいりたいというふうに考えております。今後とも男女共同参画社会の実現や推進に向けて市の取り組みを進めてまいりますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げます。

《会長》

よろしく申し上げます。

それではその他に事務局から何かありましたら申し上げます。

《係長》

本日の会議の記録を速やかにテープを起し委員の皆様へ送付させていただきます。会議録は市のホームページで公開いたしますので、内容の確認をお願いしたいと思います。以上でございます。

《会長》

それでは、予定された議事は全て終了しましたので、結びを事務局申し上げます。

《課長》

本日は長時間にわたりご議論をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして第2回審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。